

## 自治基本条例についておたずねします

### ■丸亀市自治基本条例(平成18年10月施行)とは

地方分権が進むなかで、地方自治体の環境が大きく変わり、特色のある自治体運営が求められています。そこで丸亀市では、市民のみなさんとともに個性豊かで自立した地域社会をつくるために「丸亀市自治基本条例」を制定しました。この条例は、丸亀市の“憲法”ともいうべき条例で、丸亀市の自治の基本となる理念・原則を明らかにするとともに、市民の権利や責務、市議会の権能と責務、市長や市職員の責務、市民参画と協働(※)、市政運営の原則などについて明確にし、「まちづくり」に関する基本的な考え方について定めています。

(※) 市民参画…市の政策の立案や実施、評価に至る過程に、責任を持って主体的にかかわること。

協働(きょうどう)…市民と市が、それぞれの責任と役割分担にもとづき、おたがいの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うこと。

問15. 「丸亀市自治基本条例」を知っていますか。 (1つだけ○)

1. 内容をよく知っている
2. 読んだことがある
3. 読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある
4. まったく聞いたことがない

問16. 問15で1～3と回答した方におたずねします。  
「丸亀市自治基本条例」を何で知りましたか。 (○はいくつでも)

1. 広報「まるがめ」	2. 丸亀市のホームページ
3. 丸亀市の研修会・出前講座	4. 丸亀市のチラシ・リーフレットなど
5. ケーブルテレビ放送	6. 市議会テレビ中継
7. 友人・知人や家族	8. その他 ( )

～自治基本条例（抄）～

（コミュニティ活動）

第12条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。

2 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

（市民公益活動）

第13条 市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

（協働）

第20条 市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるように努めなければならない。

2 市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。

問17. コミュニティ活動や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか。 （1つだけ〇）

1. 現在も積極的に参加している	2. 現在もときどき参加している
3. 過去に参加したことがある	4. 参加したことはないが、今後参加してみたい
5. 参加したいと思わない	

問18. まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思いますか。 （3つまで〇）

1. 時間	2. 活動する場所
3. 健康や体力	4. 参加するための知識・技術
5. 参加するきっかけ	6. 一緒に活動する仲間
7. 活動団体や活動内容に関する情報	8. その他（ ）

問19. 上記の自治基本条例第20条には、「市民及び市は、（中略）協働してまちづくりを進めるように努めなければならない。」と規定されていますが、丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。 （1つだけ〇）

1. 非常に進んでいる	2. 進んでいる
3. あまり進んでいない	4. 進んでいない
5. 分からない	

問20. 丸亀市では、協働のまちづくりの拠点施設として市民交流活動センター（愛称：マルタス）がありますが、このマルタスにどのようなことを期待しますか。（〇はいくつでも）

1. イベントやワークショップ等の開催	2. 新しい人との出会いやつながり
3. 市民活動やまちづくりに関する情報発信	4. 市民活動に関する相談等の支援
5. 大学や企業などと連携した企画の実施	6. その他（ ）
7. 特にない	

～自治基本条例（抄）～

（情報の公開及び共有）

第14条 市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問21. 日ごろ、どのような方法で市政に関する情報を得ていますか。（〇はいくつでも）

1. 広報「まるがめ」	2. ホームページ
3. 市公式フェイスブック	4. 市公式インスタグラム（マルカメラ）
5. ポスター、パンフレット、チラシ	6. 情報公開コーナー
7. 出前講座	8. 市の窓口（電話での質問を含む）
9. 議会の傍聴（テレビ中継を含む）	10. 自治会、コミュニティ、回覧板
11. 新聞、テレビ	12. 友人、知人、家族
13. その他（ ）	

問22. あなたは、丸亀市からの情報発信について、どのようにお感じになっていますか。（1つだけ〇）

1. 満足している	2. どちらかといえば満足している
3. 普通である	4. どちらかといえば不満である
5. 不満である	6. 分からない

問23. 問22で4または5と答えた方におたずねします。  
不満と感ずるのはなぜですか。 (〇はいくつでも)

1. 必要な情報が発信されていない	2. 情報量が少ない
3. 情報発信が遅い	4. 内容が分かりにくい
5. 情報発信する手段が少ない	6. その他 ( )

～自治基本条例（抄）～

（参画）

第16条 市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。

2 市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

（政策形成及び実施過程への参画）

第17条 市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント（※）、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。

3 前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。

（※）パブリック・コメント…

市が、計画の策定や条例の制定などの過程において、案を公表し広く市民意見を求め、寄せられた意見を取り入れながら政策を決定していく方法。

問24. これまでにどのような方法で、市政に参画（市政を考える場に参加したり、計画策定・条例制定などに参画したり）したことがありますか。 (〇はいくつでも)

1. 市政への提言・意見提出	2. パブリック・コメントの提出
3. 審議会の公募委員への応募	4. 市民説明会への参加
5. ワークショップへの参加	6. アンケート調査（本アンケートを除く）への回答
7. その他 ( )	8. 参加・参画したことがない

問25. あなたがこれから市政に参画する場合、どのような方法で参画したいと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 市政への提言・意見提出	2. パブリック・コメントの提出
3. 審議会の公募委員への応募	4. 市民説明会への参加
5. ワークショップへの参加	6. アンケート調査への回答
7. その他 ( )	8. 参加・参画したいと思わない

問26. 自治基本条例の内容や運用に関するご意見・ご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。


質問は以上です。ご協力ありがとうございました。